「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」に関するコメント

平成28年3月3日 有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部

平成29年1月27日付で公表されました「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」に関するコメントについて、有限責任 あずさ監査法人の会計プラクティス部で検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

コメント

退職給付債務等の計算に使用する割引率については、退職給付に関する会計基準の適用指針第24項において、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が例示されている。これらの方法により割引率を算出する際には、イールドカーブを参照して行うことになる。

退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法を採用する場合において、本公開草案第2項における利回りの下限としてゼロを利用する方法による場合、イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスはそのまま使用して算出した割引率がマイナスになった場合にゼロとする方法、イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスとなった期間についてゼロとした上で加重平均割引率を算出する方法が考えられる。

利回りの下限としてゼロを利用する具体的な方法について想定しているものがあれば明確にしていただきたい。

以上